

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年1月15日号



後見・保佐・補助の違い

成年後見制度は、本人の判断能力の程度により

後見・保佐・補助の3種類があるのをご存知ですか？

現実的にどれにあたるのかという判断はかなり難しいのですが、

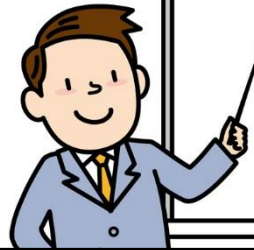
申立ての内容、主治医からの意見、本人の鑑定により、**家庭裁判所が審判**を下します。

したがって、当初は保佐で審判開始がなされたとしても、

その後、場合によっては補助でという結論になる可能性もあり得ます。

そもそも

成年後見制度って？



成年後見制度とは？

家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人を代理して契約などを行う制度です。本人が勝手に財産処分をしたりして、損害を被らないようにすることで本人を保護・支援することが目的です。

法廷後見の種類	後見	保佐	補助
本人の判断能力	判断能力が欠けているのが通常の状態	判断能力が著しく不十分な状態	判断能力が不十分な状態
本人ができること	日常生活に関する契約等の行為のみ	制限はないが、あとで取り消される可能性がある	制限はないが、あとで取り消される可能性がある
代理人の名称	成年後見人	保佐人	補助人
代理権の範囲	財産に関するすべての行為（契約）	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の行為
代理人の同意権	日常生活に関する契約以外の行為は本人はできないので同意権は観念できない	借金をしたり不動産の処分をしたりといった重要な行為について同意権が認められる（民法13条にある行為すべて）	民法13条の行為のうち家庭裁判所が定める特定の行為について同意権が認められる

成年後見についてのご相談はF&Partnersへ！

今週の
お客様の声

依頼して
よかった点は？

大津市 こまつ様

見ていて何を言っているかかなり（教えてもらう）
安心して取引をすめられました

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

